

議案第60号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表県立薩南病院の項中「放射線科」を「産婦人科，放射線科，麻酔科」に、「175床」を「160床」に改める。

別表助産料の項中「178,000円」を「184,000円」に改め、同表入院室加算料の項中「6,110円」を「7,700円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表助産料の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

県立薩南病院を移転することに伴い診療科目等を見直し、及び県立病院の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。